

公益社団法人 大分県農業農村振興公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

2 公社は、従たる事務所を大分県杵築市に置く。

(目 的)

第3条 公社は、大分県における農業の振興を図るため、農地の利用の効率化及び高度化、農業基盤の整備、青年農業者の育成、新規就農者の確保等を促進し、もって国土の有効な利用及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 農地の利用の効率化及び高度化に関する事業

(2) 農用地等の開発及び造成並びに農業用施設等の整備に関する事業

(3) 農業就業構造の改善を目的として、県又は市町村が樹立した計画に基づき誘致される企業の用地その他農業構造の改善に資するための施設の用地の取得、造成及び売渡しに関する事業

(4) 農業構造を推進するための事業に係る資金の助成及び融資

(5) 農業振興に関する事業の受託

(6) 青年農業者等の確保及び育成に関する事業

(7) 就農支援資金の貸付けに関する事業

(8) 世界農業遺産の推進に関する事業

(9) 大分農業文化公園の管理に関する事業

(10) 大分県都市農村交流研修館の管理に関する事業

(11) 県特産品等の物品販売に関する事業

(12) 前各号に規定するもののほか、公社の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 社員及び出資

(社員)

第6条 公社の社員は、公社の目的に賛同して加入した大分県、大分県内の市町村、農業団体等及び大分県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(加入)

第7条 公社の社員になろうとする者は、理事会が別に定める加入申込書により申し込まなければならない。

2 加入は、社員総会において定める加入及び退社に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(出資金)

第8条 社員として加入しようとする者は、出資口数1口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、10万円とする。

3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。

(出資金の返還)

第9条 社員は、いかなる場合においても、前2条の規定に基づき払込んだ出資金の返還を請求することができない。

(経費の負担)

第9条の2 公社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において定める額を支払う義務を負う。ただし、公社が保有する基本財産として経費を負担した場合は、この限りではない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 社員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、公社に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(退社)

第11条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 12 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が議決されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 15 条 公社の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、前条第 3 項 2 号の規定により請求があったときは、その日から 30 日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 1 1 3 条の規定による役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 2 4 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 会社に次の役員をおく。

(1) 理事 6 人以上 10 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

4 会社に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任等)

第 25 条 理事及び監事並びに会計監査人は社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事及び会計監査人は、会社の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員欠格事由)

第 25 条の 2 次のいずれかに該当する者は、会社の理事又は監事となることができない。

(1) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者

(2) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に該当する者
 - (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 2 前項各号のいずれかに該当するに至った者は、当然に、該当時点で公社の役員の資格及び地位を喪失する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、専務理事は、別に定める規程により公社の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 公社の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第 28 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、公社の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、第 24 条第 1 項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事、監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 30 条 理事及び監事並びに会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員、非常勤の理事長には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(設置)

第32条 会社に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 会社の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の収集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に規定する請求があった場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることは出来ない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 41 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 42 条 会社の事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

4 前各項について、軽微なものは理事会の決議を経ることなく理事長が定めることができるものとする。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第43条 会社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、会社の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表のとおりとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産は、会社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第45条 会社の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 会社の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て直近の定時社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第2号から第6号の書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 前3号に関する附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項第5号の財産目録については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 公社は、第2項の定時社員総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。

(会計原則等)

第48条 公社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 公社の会計処理に関し必要な事項は、別に定める会計規程によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、第19条の規定を除き、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 54 条 会社は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第 55 条 会社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める個人情報保護規程によるものとする。

(公 告)

第 56 条 会社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 会社の最初の理事長は、片岡登喜男とし、専務理事は山本大喜とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の改正は、社員総会終了の日（平成30年6月13日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の改正は、社員総会終了の日（令和4年6月20日）から施行する。

別表（第43条関係）

財産種別	場所・物量等
出資金	61,000,000円
繰入資本金	9,000,000円